『高年齢雇用継続給付支給再開』に係る ご案内の終了について

今般、個人情報の漏えい防止の観点から、高年齢雇用継続給付金の支給再開に係るご案内につきましては、令和8年3月31日時点で高年齢雇用継続給付金の支給再開対象となる方をもちまして、終了とさせていただきます。

つきましては、前職で高年齢雇用継続給付金の受給資格確認手続きを行っていた方が、転職により新たに雇用保険の被保険者(以下「被保険者」)となり、新たに被保険者となった事業所で高年齢雇用継続給付金の支給を受けられる可能性がある場合、資格取得届に対してハローワークから交付する『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)』に「**高年齢雇用継続給付受給可**」と表示されます。

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(事業主通知用)のイメージ



「**高年齢雇用継続給付受給可**」と表示された方が、次の①・②に該当する場合は、高年齢雇用継続給付金の支給対象となります。

- ① 60歳から65歳に達する日までに新たに雇用された一般被保険者であること
- ② 新たに被保険者となる前の被保険者期間との空白期間が1年以内であり、その間に基本手当等の受給を受けていないこと

支給申請を希望する場合は裏面を確認のうえ、『高年齢雇用継続給付受給資格確認票』を管轄のハローワークへご提出いただきますようお願いします。

- ▶ 高年齢雇用継続給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が支給申請を行う必要があります。
- ▶ 60歳に達する日等と比較して賃金が低下していない場合などは、不支給となることがあります。
- ▶ 前事業所の賃金が支給再開後の対象月に入る場合、「喪失前事業所賃金証明書」を提出して下さい。(前事業所分の賃金額も含め、60歳に達する日等と比較し、賃金低下率を算定します)

『高年齢雇用継続給付受給資格 確認票』の様式はこちら→



『喪失前事業所賃金証明書』 の様式はこちら→





高年齢雇用継続給付受給資格確認票 のイメージ

■ 株式第33号の3 (第101条の5、第101条の7関係) (第1面) 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書
(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記載してください。) 報票種別 1.個人番号 (必ず第2面の注意書きをよく読んでから記載してください。)
2. 被保険者番号 3. 資格取得年月日 4. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ) 3. 資格取得年月日 (3 昭和 4 平成) (5 令和 は、)
5. 事業所番号 6. 給付金の種類 2 のまま
被保険者氏名、被保険者番号、 <賃金支払状況> 7.支給対象年月その1 8.7欄の支給対象年月に支払われた賃金額 9.賃金 記入。
11. 支給対象年月その 2 12. 11橋の支給対象年月に支払われた資金額13. 資金の減額のあった日数 14. みなし賃金額 万さない 7. 15. 支給対象年月その 3 16. 15欄の支給対象年月に支払われた賃金額17. 賃金の減額のあった日数 18. みなし賃金額
50歳到 19. 賃金月額(区分-日額又は総額) 20. 登録区分 21. あまま 22. 定年等修正賃金登録年月日 ださい。 19. 賃金登 4 月 日 19. 賃金登 4 月 日 19. 賃金登 4 月 日 19. 賃金登 19. 债金登 19.
業 高年齢 23. 受給資格確認年月日 24. 支給申請月 25. 次回(初回)支給申請年月日 26. 支払区分 空 雇用維 (1 奇教月) (2 何教月) (2
申請者氏名を記名。 同意書がある場合は 「申請について同意済」と記入。
上記の記載事実に誤りのないことを証明しお
事業所 令和 年 月 日 事業主氏 上記のとおり高年齢雇用継続続付の受給資格の確認を申請します。
雇用保険法施行規則第181条の5及び第181条の7の規定により、上記の2 V高年齢雇用継続給付の支給を申請します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 7 リッパーフ 申請者氏名
払渡 32.
金融 布望 銀 行 等 日座番号 (普通)
指定 機関 ゆうちょ銀行 記号番号 (総合) -
(情報を発展) (1997年 日 1997年 日 1997年 日 日
本人名義の口座を記入。 口座を登録する場合は「 通帳またはキャッシュカード 」の添
付が必要です。 ※本人が登録済みの口座を希望する場合は記載不要。